制定日 平成20年3月24日 改訂 平成25年4月22日

運転責任者諮問委員会 規約

1. 適用範囲

この規約は、原子力安全推進協会が設置する運転責任者諮問委員会(以下「諮問委員会」という)の運営に適用する。

2. 目的

諮問委員会は判定業務が原子炉設置者との関係において独立性、公平性並 びに公正性を持って運営されていることを外部監査的に確認することを目 的とする。

3. 諮問委員会の活動

前項の目的を達成するため、原子力業界とは別の各専門的視点から、運転 責任者判定の運営について確認し、助言及び意見具申を行う。判定機関は諮 問委員会の助言及び意見を尊重しなければならない。

4. 諮問委員会の構成

- 4. 1 諮問委員会は5名を超えない委員をもって構成する。
- 4. 2 委員の構成は、表1の基準を満たす者から構成され、かつ、特定の機関、団体、業界等に偏りがないよう同一業種の委員は委員総数の3分の1 を超えないものとする。ただし、委員の組織の業種が複数の業種にまたがるときは主業種に分類するものとする。

表 1 運転責任者諮問委員の構成

委員の区分	具体的な基準
学識経験を有する者	大学における名誉教授、教授、准教授又はこれらの
	経験を有し、博士の学位を有する者であって、かつ
	運転責任者判定の運営に直接関与しない者。
産業界の経営層	産業界で、執行役員、取締役、これらに相当する地
	位又はこれらの経験を有し、技術的実務経験を有す
	る者であって、かつ運転責任者判定の運営に直接関
	与しない者。

4.3 「運転責任者判定の運営に直接関与する者」とは運転責任者判定に携わる機関(判定機関、シミュレータ訓練機関)における役職員並びに原子 炉設置者、メーカーの役職員をいう。

5. 委員の委嘱と任期

- 5. 1 委員の委嘱
- 5. 1. 1 委員は、諮問委員会の2/3以上の賛同を得て選任する。
- 5. 1. 2 委員長の選任は委員の互選による。
- 5. 1. 3 委員長及び委員は、諮問委員会を代表して委員長が委嘱する。
- 5. 2 任期

委員長及び委員の任期は1期3年とし、再任できる。

委員が任期途中で交代した時、後任委員の任期は前任委員の残余期間とす る。

6. 運営

委員長は諮問委員会の会務を統括する。

委員は委員長がやむを得ず、出席できない時は互選により、委員長の業務 を代行する。

7. 会議

- 7. 1 諮問委員会は、原則として年1回開催する。
- 7. 2 委員長は必要があると認めた場合、諮問委員会を開催できる。
- 7. 3 委員は諮問委員会の 1 / 3 以上の賛同を得れば、諮問委員会を開催 できる。
- 7. 4 諮問委員会は委員の2/3以上の出席により成立する。
- 7.5 透明性確保のため諮問委員会規約、委員氏名、諮問委員会議事録を原子力安全推進協会の一般向けウェブサイトで公開する。
- 7. 6 委員長は議題に関する説明を判定機関に行なわせることが出来る。

8. 苦情処理

判定機関は、受けた苦情及び異議申立てに関する内容とその対策を諮問 委員会に報告する。

9. 事務局

諮問委員会の運営に係る事務局は原子力安全推進協会とする。

委員長は委員会運営に関する連絡、調整等の諸手続きを事務局に指示することが出来る。

10. 改廃

この規約の改廃は、諮問委員会において、委員の2/3以上の賛同を得て諮問委員会が行う。